第2次勧告における義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメ ルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関 わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則(民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹)に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務で あって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体 的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定し ているもの
 - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
 - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定(保険と整合的な給付を含む。) のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって 全国的な制度を構築しているもの
 - d 指定・登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。)に係るもの
 - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取(協議・調整を除く。)に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの(民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。)以外のもの
 - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の 手続に関するもの

- g 国・地方自治体間の同意(地方分権推進計画(平成 10 年 5 月) 第 2 の 4 (1)) カ(ア) a 及び b に該当するものに限る。)、及び許可・認可・承認(同計画第 2 の 4 (1) キ(ア) a から e までに該当するものに限る。)に係る規定(第 1 次勧告の第 2 章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)
- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するため の事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して 定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

第2次勧告における「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが残さざるを得ないと判断するもののメルクマール

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使(これに準ずるものを含む。)に あたっての私人保護(行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、 公権力行使に当たっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあた っての人権擁護、個人情報保護に限る。)、地方自治体による事実証明(証明書、 手帳交付)、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・ 認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、 個別具体的な方法等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を含む規定を 除く。)
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するため の条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

別表1 第3次勧告における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置(計画等の策定の手続に係るもの)

回4~		の手続に係るもの)	
整理記号 及び分類	記号	具体的な規定の内容	具体的に講ずべき措置
cb 計画等の策定 の手続のうち 一定の相手方 の意見聴取等 の義務付け(地 方自治体が国	別表 2を 参照	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為(地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く)については、見直しの方針は別表2を参照	別表 2 を参照
又は都道府県 を相手方とし て行う行為)	上記は	三該当しない場合	廃止
	1	当該計画によって一定の事務の処理又 は費用の負担を求められることとなる 者を相手方又はその構成員とする場合	
c3	2	具体的に範囲が特定された利害関係 者、学識経験者を明示的に相手方又は その構成員とする場合	(①の場合)
計画等の策定 の手続のうち 一定の相手方	3	地方自治体の区域を越える利害調整を 行う必要があるときに、関係地方自治 体を相手方又はその構成員とする場合	議決、同意の存置を許容 (①~④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存
の意見聴取等 の義務付け(cb に該当するも のを除く)	4	地方自治体が処理する事務について、 他の者が同一の個別具体的な目的から 関連する事務を実施し、その整合性を 確保する必要があると認められるとき に、当該者を相手方又はその構成員と する場合	置を許容
	上記())~④に該当しない場合	廃止又は協議・調整・意見聴 取等に関する努力・配慮義務 に係る規定化
c4 計画等の策定	1	不特定多数の者の権利を制限し、又は 義務を課する場合に、その効力発生要 件又は内容を周知する手段として行わ れる場合	
の手続のうち 公示・公告・公 表等の義務付 け	2	権利を有している者又は具体的に範囲 が特定された利害関係者に主張の機会 を付与するために行われる場合	公示・公告・公表等の存置を許容
	3	意見の申立て等、後続の手続の不可欠 の前提となっている場合	

	上記①~③に該当しない場合	廃止又は公示・公告・公表等 に関する努力・配慮義務に係 る規定化
c5 計画等の策定 の手続(私人等 からの意見聴 取等、公示・公 告・公表等)の 個別具体的な 方法の義務付	_	廃止又は例示化

別表 2 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け(地 方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為)(別表 1 cb) につ いての分類及び具体的に講ずべき措置

分類	記号	具体的な規定の内容	講ずべき措置
	1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の 特例措置が講じられる計画を策定する 場合	
	1b	地方自治体の区域を越える一定の地域 について総量的な規制・管理を行うた め国が定める総量的な具体的基準をも とに関係地方自治体が計画を策定する 場合	
協議、同意、許可・認可・承認	1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・ 重点的に講ずるものとされており、法 制上の特別の効果が生じる計画を策定 する場合において、当該国の施策と当 該計画との整合性を特に確保しなけれ ば当該国の施策の実施に著しく支障が 生ずると認められるもの	同意を要する協議を許容
	12	国(都道府県)に対して一定の事務の 処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性 を特に確保しなければこれらの施策の 実施に著しく支障が生ずると認められるもの	
	13	地方自治体の区域を越えて移動する天 然資源について広域的な観点から適正 管理を行う場合であって、関係地方自	

		様に扱っている事務を処理するもの 刑法等で一般には禁止されていながら					
		ける相手方として地方自治体を国と同					
	26	合であって、国に対する協議を義務付					
		び地方自治体に対して免除している場					
		私人に対して課される義務付けを国及					
		て、私人の権利・義務に関わるもの					
		能性がある権限を行使する場合であっ					
		に行った行政処分の内容と抵触する可					
	2⑤	である場合、又は国(都道府県)が既					
		的に異なる権限を行使することが可能					
		異なる個別具体的な行政目的から重畳					
		同一の事案について国(都道府県)が					
		わるもの					
		場合であって、私人の権利・義務に関					
	24	(都道府県) との調整が不可欠である					
		担う権限が配分されているため、国					
		ために国・地方自治体にそれぞれ専ら					
		同一の個別具体的な行政目的の達成の	四尼で女しは「協餓で計谷				
		必要があるもの	同意を要しない協議を許容				
		県) が特にその処理の適正を確保する					
	20	整が明らかに困難であり、国(都道府					
	23	が、関係地方自治体との間での利害調					
		の区域を越える利害調整が必要である					
		事務の処理に当たって当該地方自治体					
		係地方自治体が計画を策定する場合					
	22	め国が定める総量的な目標に従って関					
	00	について総量的な規制・管理を行うた					
		地方自治体の区域を越える一定の地域					
		適正を確保する必要があるもの					
		て、都道府県(国)が特にその処理の					
		都道府県(国)が許容する場合であっ					
	2①	(都道府県)の間の事務配分の特例を					
	0(1)	は国・地方自治体以外の主体と市町村					
		府県、市町村が協議を求める場合、又					
		容するために事務の移譲を受ける都道					
		国・地方自治体の事務配分の特例を許					
		保する必要があるもの					
		であり、国が特にその処理の適正を確					
		治体の間では利害調整が明らかに困難					

		る事務を処理する場合	
	3f	補助対象資産、国有財産処分等に関す	
	51	る事務を処理する場合	
	0	法人の設立に関する事務を処理する場	
	3g	合	
		国の関与の名宛人として地方自治体を	
	3h	国と同様に扱っている事務を処理する	
		場合	
		私人に対しては許可・認可を行うもの	
		とされている事業を地方自治体が行う	
	3①	場合であって、地方自治体の事務とし	
		て定着していないもの	
		同一の個別具体的な行政目的の達成の	
	4①	- - - ために国・地方自治体にそれぞれ専ら	
		 担う権限が配分されているため、国	意見聴取を許容
		 (都道府県)との調整が不可欠である	
		場合	
		私人に対しては許可・認可を行うもの	
		とされている事業を地方自治体が行う	
	5①	場合であって、事前に国(都道府県)	事前報告・届出・通知を許容
		│ │ が特に把握しておく必要が認められる	
		もの	
		法制度上、国の税制・財政・法制上の	
	6①	特例措置を講ずることを促す場合	
		法制度上、講じられる事後的な是正措	・ ・事後報告・届出・通知を許容
	6②	置の端緒として把握する必要がある場	TOTAL MEN CANDING
	0(2)	合	
	上記の	りいずれにも該当しない場合	廃止
I			L

策定に関する条項について

- 計画等の策定に関する規定の令和2年12月末時点の条項数
 全体:505条項(義務:202条項 努力:87条項 できる:217条項)
 - ※ 1つの条項において計画の策定を義務付けるとともに別の計画の策定を「できる」とする場合があるため、「全体」と「義務/努力/できる」の内訳の合計は一致しない。
- 策定を<u>義務付ける規定</u>については、<u>平成24年まで減少したものの、新たな規定の</u> <u>創設により、その後は微増傾向</u>が続いている。一方、<u>努力義務規定、「できる」規定</u>に ついては増加傾向が続いている
 - 計画等の策定を義務付ける規定については、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)を 受けた第1次一括法(平成23年5月公布)及び第2次一括法(平成23年8月公布)の成立等により、特に平成22年から 平成23年にかけて大きく減少している。
- <u>法令上又は運用上、財政支援等の要件とされている計画等の策定に関する規定</u>に ついても<u>増加傾向</u>が続いており、令和2年12月末時点において、「できる」規定のうち 約4分の3の規定、努力義務規定のうち約3割の規定がこれに該当する
- 分野別にみると、特に、<u>環境、農業、厚生</u>といった分野で、策定を義務付ける規定が 多く見られる
- 複数の地方公共団体が共同して計画等を策定すること(いわゆる「共同策定」)が 法令やガイドライン等により<u>明示的に可能</u>とされている規定は<u>全体の約16%に当たる</u> 79条項

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(1/6)

<策定に関する条項数の推移(全体)>

※各年の12月末時点の条項数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	230	233	229	180	172	175	177	179	186	189	194	197	202
努力義務	18	20	24	25	41	45	50	58	61	70	72	77	85	87
できる	78	81	83	91	133	147	163	180	185	190	197	204	214	217
全体	323	331	340	345	354	364	388	415	425	446	457	474	495	505

<策定に関する条項数の推移(都道府県)>

このうち、共同策定が法令等により明示的に可能とされている条項は79条項

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	182	185	188	185	146	139	140	142	144	149	150	153	153	157
努力義務	13	15	17	18	31	34	38	45	46	51	52	55	60	61
できる	54	56	58	63	96	107	118	127	129	132	136	140	141	143
全体	249	256	263	266	273	280	296	314	319	332	338	348	354	361

<策定に関する条項数の推移(市町村)>

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	108	111	112	111	92	92	95	97	98	101	104	106	110	112
努力義務	13	15	17	18	24	25	28	29	32	37	39	43	48	50
できる	40	42	42	45	67	72	84	94	99	103	109	115	124	125
全体	161	168	171	174	183	189	207	220	229	241	251	263	281	286

※ 例えば、事業を実施するか否かは地方公共団体に裁量があるが、事業を実施する場合には計画等を 策定しなければならないという規定については「義務」と整理。

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(2/6)

<策定に関する条項数の推移(全体)・変動要因分析>

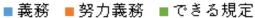
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	230	233	229	180	172	175	177	179	186	189	194	197	202
(変動)新設	_	3	3	1	2	4	3	4	2	7	3	7	4	5
廃止	_	0	0	0	▲ 5	▲ 8	0	0	0	0	0	A 2	1	0
義務化	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	_	0	0	0	▲ 12	▲ 1	0	A 2	0	0	0	0	0	0
できる規定化	_	0	0	1 5	▲ 34	A 3	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務	18	20	24	25	41	45	50	58	61	70	72	77	85	87
(変動)新設	_	2	4	1	4	3	5	6	4	9	2	4	8	1
廃止	_	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
義務化	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	_	0	0	0	12	1	0	2	0	0	0	1	0	1
できる規定化	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
できる規定	78	81	83	91	133	147	163	180	185	190	197	204	214	217
(変動)新設	_	4	2	3	9	11	16	18	6	5	10	9	10	8
廃止	_	1	0	0	1	0	0	1	1	0	A 3	1	0	4
義務化	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
できる規定化	_	0	0	5	34	3	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	323	331	340	345	354	364	388	415	425	446	457	474	495	505

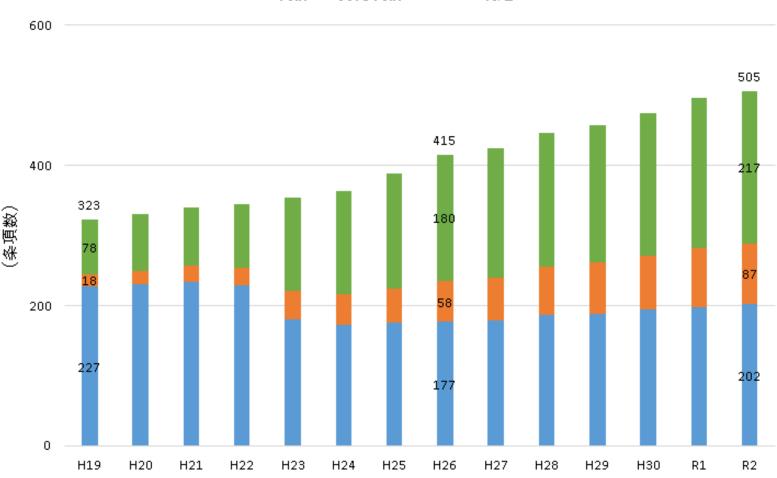
ည္ဟ

計画の策定等に関する条項について

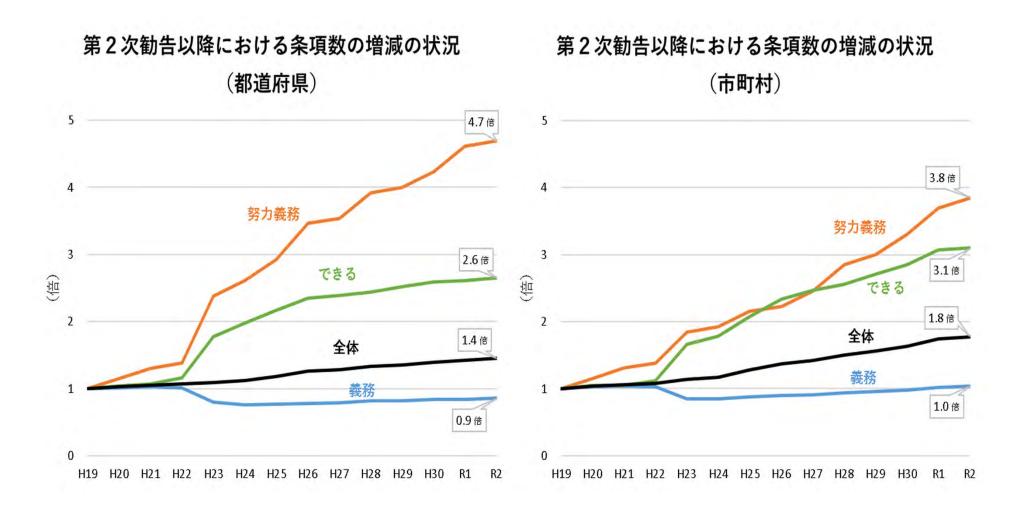
【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(3/6)

策定に関する条項数の推移(全体)





【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(4/6)



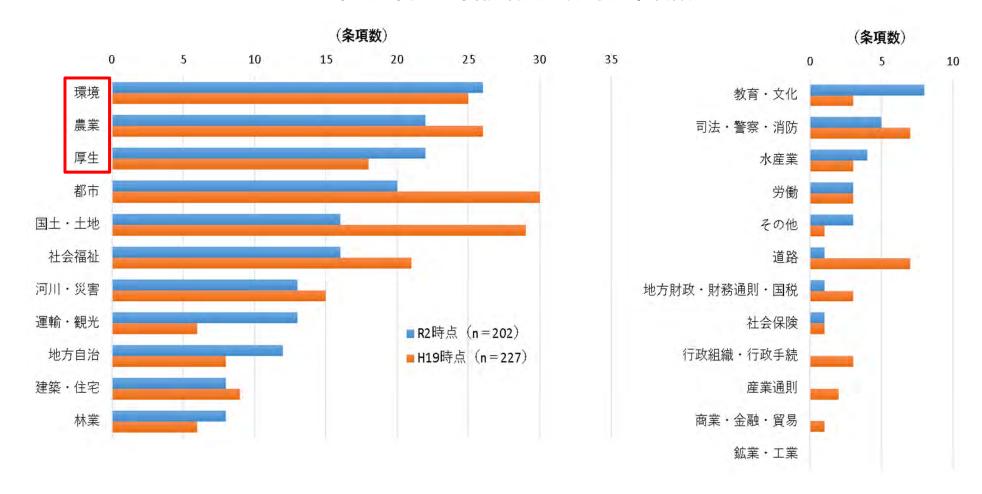
※ 地方分権改革推進委員会の第2次勧告の基礎となった平成19年12月時点の条項数を基準に 各年の条項数の倍率を算出したもの

4

計画の策定等に関する条項について

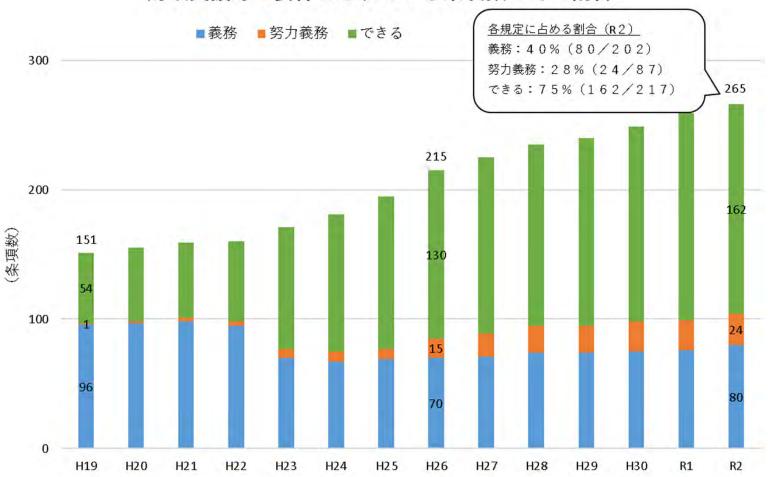
【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(5/6)

策定に関する義務規定の分野別条項数



【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(6/6)

財政支援等の要件とされている条項数とその割合



(R2時点)法令で財政支援等の要件とされている条項※数は、上記の義務80条項のうち77条項、 努力義務24条項のうち18条項、「できる」162条項のうち156条項

※規定例(「努力義務」の例) 第X条 地方公共団体は〇〇計画を策定するよう努めなければならない。 第Y条 国は〇〇計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、補助金の交付を行うことができる。

内容に関する条項について

計画等の内容に関する規定:全体1,735条項^{※1}

(義務:1,146条項 努力:233条項 できる:422条項)

(例)

- ✓ 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)を義務付ける規定
- ✓ 計画等の期間に関する規定
- ✓ 計画等の内容に影響を与える規定(「●●計画は××方針に即して定めなければならない」等)
- ※1 例えば、1つの条項において一部の内容の記載を義務付け、一部の内容の記載を努力義務とする場合等があるため、「全体」と「義務/努力/できる」の内訳の合計は一致しない。

手続に関する条項について

- 計画等の手続に関する規定:全体1,809条項^{※2、※3}
 (義務:1,415条項 努力:278条項 できる:299条項)^{※2}
 - ▶ 議決に係る規定:45条項^{*2}(義務:41条項 努力:0条項 できる:7条項)
 - ▶ 協議・調整・意見聴取・同意に係る規定:796条項※2

(義務:713条項 努力:91条項 できる:92条項)

- ▶ 許可、認可、承認、認定に係る規定: 112条項^{※2}(義務: 73条項 努力: 0条項 できる: 39条項)
- ▶ 公示、公告、公表、閲覧・縦覧等に係る規定:523条項※2

(義務:443条項 努力:205条項 できる:17条項)

- ※2 例えば、1つの条項において一部の手続を義務付け、一部の手続を努力義務とする場合等があるため、「全体」と「義務/努力/できる」の内訳の合計は一致しない。
- ※3 1つの条項において複数の手続について規定する場合があるため、「全体」と各手続の内訳の合計は一致しな